「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

| 現在の文書 | 改定後の文書 |
|---|--|
| 付則(新設) | 付則 <u>5. この規則は、IPアドレス等料金体系一部</u> <u>改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、2013</u> <u>年 4 月 1 日より実施する。</u> |
| 別紙 3. IPアドレス維持料(2013年度まで) (以下略) | 別紙 3. <u><削除></u> |
| 別紙 4. <u>IPアドレス維持料(2014 年度以降)</u> (以下略) | 別紙 4. <u>IPアドレス維持料</u> <u>(以下略)</u> |
| 別紙 5. IP アドレス維持料の支払方法 当センターは前記 <i>別紙 3 または</i> 別紙 4 にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。 | 別紙 5. IP アドレス維持料の支払方法 当センターは前記別紙 4 にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。 |